

ご担当者様へ

第二東京弁護士会 総務課事務局

TEL: [REDACTED]

この度は、ご多忙の折、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会請求にご対応いただき誠にありがとうございます。

以下に、これまで各機関ご担当者様より、ご回答にあたりお問い合わせをいただくことの多かった質問事項についてご案内いたしますので、本件をご対応いただく際、お役立ていただけると幸いです。

—ご回答をご用意いただく際のご参考—

よくあるお問い合わせについて

【回答書の書式について】

回答書の雰型を同封しておりますが、「別紙の通り」としていただき必要な書類を添付いただくか、独自の書式をご利用いただいても結構です。同封の「回答書」をご利用にならない場合には、第二東京弁護士会の発信番号（発第20●●-●●号）と申出人弁護士の氏名を回答書上に表示いただきますようお願い申し上げます。

【回答できない場合等】

別の機関へ照会すべき内容である場合（照会先相違）や、法令上の守秘義務、その他何らかのご事情でご回答が不可能な場合等にも、その旨を記載の上、書面にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

【回答作成にあたり、費用がかかる場合】

ご回答（贈写等含む）にかかる費用は、申出人弁護士が依頼者と相談の上で直接お支払いすることとなります。金額によっては、お支払いが難しいことがありますので、必要な費用が1万円を超える場合には、支払の可否につき、あらかじめ申出人弁護士または、第二東京弁護士会の照会担当宛に請求予定金額をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、1万円を超える費用で、申出人弁護士において支払いが可能であるとの確認がされた事案のご回答には、申出人弁護士宛の請求書（金額、内訳、振込先等の記載があるもの）をご同封いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(裏面に続きます)

【回答期限について】

申出書上に特段の記載がない場合には、第二東京弁護士会から発送した日付より1ヶ月以内が目安となっております。1ヶ月を経過してもご回答をいただいている場合には、再度のご照会通知をお送りしております。そのため、ご事情により1ヶ月以上の期間を要することが確実な場合には、その旨（可能であれば目安の期間も含めて）を第二東京弁護士会へご連絡をいただけすると幸いです。

ご連絡の際には、どの発信番号（20●●-●●号）の事案についてかをご確認の上でお問い合わせください。

なお、弁護士会照会制度に基づく照会は、弁護士が業務を遂行するために必要な調査活動です。可能な限り早めにご回答をいただきたいご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【回答書を弁護士会へ送付する方法について】

弁護士会からの送付物に、料金受取人払いの返信用封筒（郵券添付は不要です）を同封しておりますので、回答書をご返送いただく際にご利用ください。

また、同封筒は、個人情報保護並びに郵便物の追跡確認ができるよう「簡易書留」専用を利用しております。そのため、発送時、郵便局窓口でのお手続き（郵便局員による直接の受付）が必要となります。お手数をおかけして恐縮ですが、お近くの郵便局（もしくは出入りの郵便局員）にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

回答書が封筒に入りきらない場合には、着払いでお送りいただくか、郵送費を立て替えていただき、郵送費の請求書を回答書に添付していただきますようお願い申し上げます。

また、回答書は、申出人弁護士の事務所ではなく、第二東京弁護士会宛にお送りいただきますようお願い申し上げます。

【回答の開示範囲について】

第二東京弁護士会にいただいた回答は、必ず申出人弁護士に交付されます。これを前提としてご回答ください。いただいた回答内容を弁護士会で判断し選別する取扱いはしておりません。申出人弁護士にさえ交付できない情報を含むというご判断であれば、その理由と共に、拒否のご回答の形としていただくようお願い申し上げます。

【申出書上の「手続きに関する希望」について】

申出書上に「手続きに関する希望」として、「同一性証明の発行」、「照会先への照会書発送方法」、「回答書の受領方法」、「手数料免除の該当性」等の表示のある場合がございます。これは、弁護士会内での手続きに関する表示であり、ご回答をお願いしたい照会事項ではございません。

以上